

Singapore Tax Communication

～シンガポール税務通信～



シンガポールの課税範囲（居住者及び内国法人）

シンガポールの居住者及び内国法人は、次の所得に課税が行われるのが原則となっています。

- (1) 国内で発生した所得（国内源泉所得）
- (2) 国外で発生した所得のうちシンガポール国内で受領した所得（受領国外源泉所得）

これに対して、日本の居住者及び内国法人は国内源泉所得であろうが国外源泉所得であろうが「全世界所得」に対して所得課税が行われます。「居住地国課税」又は「属人主義」に基づく課税といわれるもので、シンガポールにおいては課税範囲が狭くなっており「属地主義」による課税といわれています。

同じ「属地主義」による課税でも、香港はさらに課税範囲は狭くなっており国内源泉所得のみが課税対象となっています。各国々で課税の範囲はバラツキがあります。

このような「属地主義」に基づく課税は、領土権の主張の延長線上にあるもので、消費税との整合性が得られやすいので、所得税率を低く抑えて外国企業の誘致を図り、消費税に財源を求める国において採用されている課税方法となっています。しかし、この「属地主義」による課税は、国外源泉所得の一部または全部が課税対象から外れるため、本来は国内源泉所得であるものを国外源泉所得に変更することによる租税回避をしたり、国外源泉所得についてはその所得の源泉地で低課税が行われ、かつ所得の受け手側で課税対象外となるため租税回避が容易になるという問題点が発生し易いという特徴があります。このように租税回避を起ししやすい課税方法であるにも関わらず、「属地主義」の課税方法を採用するのは、先ほども触れたように、財源の消費税を中心に据え、低税率と狭い課税範囲で外国企業を誘致することに租税政策の主眼が置かれているからです。日本はそういう意味で対極にある国といえます。全世界所得という広い課税範囲と約40%の法人税率等と最高55%にも達する高所得税率で、日本に外国企業を誘致するためには、日本自体にビジネス上の魅力がない限り、日本進出への誘因はない国といえるでしょう。米国も日本と同じように世界で最も法人税率が高く、課税範囲は全世界所得であり、更に米国籍がある限り世界中のどこに住んでいようが米国の課税が行われるという日本よりも課税が厳しいにも関わらず、好景気を維持し世界中の企業の参入が相次いでいるのは、税務上の誘因以外の規制緩和や経済の自由度等の魅力によるものと思えます。しかし、日本は両方の魅力に欠け、大胆な税務上の誘因及び税務以外の誘因の両方に手を打たなければ、高齢化による需要の減少傾向の中で、外国企業の日本参入は厳しいかもしれません。現実には、外国企業の日本進出は減少の一途を辿っています。

上記(2)の受領国外源泉所得は、国外でも課税されていることが多く二重課税を引き起す場合もあります。そこでシンガポールにおいては、課税をした外国とシンガポールとの間で租税条約を結んでいる場合には、その所得に対して外国税額控除を認めています。この点、日本においては国外源泉所得に外国税が課税されていれば、たとえその国と租税条約を結んでいなくても、日本国内法の限度額内で二重課税を回避するため、外国税額控除を認めているのとは制度上の違いがあります。